



# 障害者差別解消法が 運用されます

「障害者差別解消法」が平成28年4月1日から施行されます。障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

法律ができて  
どうなる？

主なものとして、国や地方公共団体などや民間事業者が障害のある人に対して障害を理由に「不当な差別的取り扱い」をすることが禁止され、「合理的な配慮」をすることが必要となります。

## 不当な差別的取り扱いは禁止

障害を理由に差別的な取り扱いや権利侵害をしてはいけません。



**例** 障害を理由とする不当な差別的取り扱い  
「障害があります」と伝えると、障害があることを理由にアパートを貸してくれなかった。

## 合理的な配慮を義務付け

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上での障壁(社会的障壁※)を取り除くための合理的な配慮が必要です。

※社会的障壁とは…  
利用しにくい施設など以外にも、利用しにくい制度、障害のある人の存在を意識していない慣習、障害のある人への偏見なども含まれます。



**例** 合理的な配慮がない  
「聴覚障害がある」と伝えたのに、情報が音声でしか伝えられなかった。



## 差別の解消は「気づき」から

四日市市身体障害者団体  
連合会事務局長  
黒宮 弘子さん

無意識に障害者を差別していないでしょうか。例えば、模擬店で障害者の作品の金額を見て、高いと感じたことはありませんか。これは障害者が作ったものは価値が低いといった差別の考えから来ているものです。この考えは、障害者に対して、かわいそうと同情して、上から保護してあげるといった意識から来ていると思います。障害者に対する差別の解消は、まずはこの意識に気付くことから始まります。障害をその人の特徴として捉え、一般と同じように見て、評価していただければと思います。

もっと  
知りたい

**講演会**を開催します

私にとっての当たり前  
||  
みんなにとっての当たり前?  
～やさしく学ぶ障害者差別解消法～

日 時 平成28年1月23日(土)  
13:00～16:00  
場 所 あさけプラザ ホール

入場無料